

制度情報—2022年3月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

『政府活動報告』の重点業務分掌を徹底するための意見

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2022〕9号

(公布日) 2022年3月25日

(施行日) 2022年3月25日

1. 主なポイント

- (1) 新たな複合式の租税・費用引下げ優遇政策を実施し、減税と税還付の組み合わせ運用を実行する。製造業、小規模・零細企業等に対する減税・費用引下げ政策の実施を継続し、2022年4月1日から2022年12月31日まで、小規模納税者の増値税徴収を免除する。(第8条)
- (2) 失業・労災保険料率の引下げ、リストラをしないか少数にとどめた中小・零細企業に対する失業保険料還付比率の引き上げる等の政策を引き続き実行して就業安定を維持する。(第11条)
- (3) 重点的にスマート製造、先進製造業等の業種を重点的に発展させ、従来型製造業のモデルチェンジ・アップグレードを指示し、インダストリアル・インターネット、集積回路、AI等のデジタル産業の促進を支持する。(第17条、第18条)
- (4) 外商投資参入ネガティブリスト制度の実施を深化させ、ミドル・ハイエンド製造、研究開発、現代型サービス等の分野や中西部、東北地方への外資企業による投資拡大を奨励する。(第27条)
- (5) 大気、水、土壌等の環境を汚染する行為に対する総合対策を強化し、優遇政策を通じて省エネルギー・節水、不要品の循環利用等の環境保護産業の発展を促進する。カーボンピークアウトの取組みを確実に実行し、風力発電、バイオマスエネルギー等新エネルギーに対する政策支援を強化する。(第31条)
- (6) 人口高齢化対策として、住宅コミュニティ機構、医療と福祉の融合等の高齢者福祉サービス体系の構築を加速させ、デイケア、飲食・清掃、リハビリ介護等の高齢者福祉サービス産業を重点的に発展させる。(第34条)

2. 今後の留意点

本意見では、各政府機関が担当する重点業務を明確にされ、今後は各地の政府機関により管轄地の実状に合わせて具体的実施計画が制定される。各日系企業では所在地の政府機関の動向に注目して会社の発展戦略計画を検討するとともに、関連する優遇政策を活用して会社の経営コストの低減を図ることができる。(全44条)

『不正競争防止法』の適用にかかる若干の問題に関する解釈

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法積〔2022〕9号

(公布日) 2022年3月17日

(施行日) 2022年3月20日

1. 主なポイント

- (1) 『不正競争防止法』第2条(一般条項)の適用原則を明確にした。内容の明確な『不正競争防止法』第二章及び『特許法』、『商標法』、『著作権法』の法規則を優先適用して行為を判断するものとし、不正競争行為の類型が判断できない場合に限り、その認定に『不正競争防止法』第2条の一般条項を適用する。(第1条)
- (2) 『不正競争防止法』中の「その他の経営者」、「商業道徳」の含意及び構成要素を明確にし、裁判所が「商業道徳」を認定する際の参考要素を列挙した。(第2条、第3条)
- (3) 『不正競争防止法』第6条に規定の「模倣・混同」に関する条項についてより詳細に規定し、「商品標識」をより具体化し、「使用」行為の判断基準をより詳細に定める等した。(第4条、第5条、第6条、第7条、第13条)
- (4) 『不正競争防止法』第8条に規定する「虚偽の商業宣伝」及び「誤解を招く商業宣伝」の構成要素及び範囲を明確にし、裁判所が「誤解を招く商業宣伝行為」を認定する際の参考要素も列挙した。(第16条、第17条)
- (5) インターネットを使った不正競争行為について規範化し、「特定ページへの強制的な移動」や「利用者を妨害する行為」の具体的含意及び範囲を明確にした。(第21条、第22条)
- (6) 法定賠償範囲の拡大。『不正競争防止法』第2条(一般条項)、第8条(誤解を招く商業宣伝)、第11条(商業的中傷)、第12条(ネットワーク特別条項)に規定する不正競争行為についても、第6条(混同行為)、第9条(営業秘密の侵害)に規定するものと同様に、権利者が被った実際の損失や権利侵害者が獲得した利益が確定しにくい場合は、裁判所が権利侵害行為の情状に基づき権利者に対する500万元以下の賠償を与える判決を下すことができることを明確に定めた。(第23条)

2. 今後の留意点

本司法解釈は、『不正競争防止法』をめぐって司法適用の中で起こりうる問題についてさらなる明確化、詳細化を行ったものである。今後、中国政府及び司法機関では不正競争行為に対する取締りや懲罰を強化するとみられるため、各日系企業で不正競争防止に関する法規及び司法解釈について理解したうえで、高級管理職・従業員向けの不正競争防止研修を行う等の対応を勧める。自らが不正競争行為による侵害を受けた場合は、事実や損失金額等の証拠を残しておき、著作権、商標権もしくは不正競争等のうち合理的な権利侵害の縁由を選択するよう留意する。(全29条)

市場主体登記管理条例実施細則

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 52 号

(公布日) 2022 年 3 月 1 日

(施行日) 2022 年 3 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 各級の市場監督管理機関の職責及び登記管轄を詳細化し、本実施細則の規定以外に特定の登記機関が登記管轄を担当する場合を除き、省級市場監督管理機関が管轄区域内の登記管轄権について統一規定を設定するとした。(第 3 条、第 4 条、第 5 条)
- (2) 会社、個人独資企業、パートナーシップ企業等の各種の市場主体の登記、届出に関する具体的事項を明確に列挙した。(第 6 条、第 7 条)
- (3) 登記、届出事項を手続きする際の実名認証、電子署名等の内容を新たに設定した。外国籍の場合等、特殊な原因により実名認証システムによって身分情報を確認することができない場合、法により公証を行ったパスポート等の身分を証明する文書の提出もしくは身分証明証を持参する本人の出頭により手続きできるものとする。(第 16 条)
- (4) 外国投資者が主体資格文書又は自然人の身分証明書を提出する場合は、所在国の公証機関による公証及び当該国の中国公館による認証を必要とすることを明確に定めた。(第 24 条)
- (5) 簡易抹消の申請を認めない事由を列挙し、経営異常リストや重大な違法による信用失墜リストに登録されているか、持分に凍結、処分の措置を受けているか、他の市場主体への投資を行っている(分公司の登記抹消手続きが済んでいない状態で)等の事由を挙げた。(第 48 条)
- (6) 登記機関による監督管理の職責、内容、方式について規定するとともに、企業等の市場主体の虚偽登記、規定通りに年度報告を公示しない、変更があったにもかかわらず変更登記(届出)を行っていない等の行為について、法的責任及び相応の行政罰を設けた。虚偽の書類提出によって登記した場合、最高 100 万元までの過料に処し、営業許可証を取り上げる。(第 65 条、第 66 条、第 70 条、第 71 条)

2. 今後の留意点

本実施細則は今年 3 月 1 日から施行されている『市場主体登記管理条例』の規定をより詳細化したもので、条例の実行性や執行可能性を高めるとともに、近年社会的に高く注目されている「抹消難」や虚偽登記等の問題に関する規則を設けたものでもある。各日系企業では、条例や実施細則の内容を速やかに理解して適法に運用するようにし、経営範囲の変更を行う際は、企業が経営範囲について任意に記述するのではなく、国家市場監督管理総局が公布する経営範囲規範目録の中から一般項目又は経営許可項目の記述を選択することになるため留意が必要である。(全 82 条)

『市場参入ネガティブリスト（2022年版）』の公布に関する通知

（発令元）国家発展改革委員会、商務部

（法令番号）発改体改規〔2022〕397号

（公布日）2022年3月25日

（施行日）2022年3月25日

1. 主なポイント

- (1) 「全国統一リスト」の管理要求を厳格に実行する。本リストを除いて、各地方・各機関が市場への参入規制の性質をもつネガティブリストを独自に発表することを禁ずる。（第1条）
- (2) リスト実施の徹底を要求し、リストの対象外の業種、分野、業務等や、内資/外資の各種市場主体は全て平等に市場に参入することができるものとする。各地で別途市場参入を規制する行政審査認可を設けることは禁ずる。（第5条）
- (3) 市場参入ネガティブリストの適用範囲を明確にした。本ネガティブリストでは、中国国内で禁止又は投資経営に許可が必要とされている業種、分野、業務等を列挙するのみで、非投資経営活動に対する管理措置、参入後の管理措置、届出類、事業資格類の管理措置、国外の市場主体のみを対象とする管理措置等は本ネガティブリストに含めず、それぞれの規定により管理する。（「関連状況の説明」第2条）
- (4) 告知誓約方式により許可を得たにもかかわらず信用誓約を履行しない企業に対してはもと発給した許可を取り消すことを明確に規定し、未履行の状況を信用記録に反映し、全国信用情報共有プラットフォーム上で共有するとともに、その企業には信用失墜懲戒等の処罰を与える。（「関連状況の説明」第6条）

2. 今後の留意点

『市場参入ネガティブリスト（2022年版）』には参入禁止事項6項、参入に許可を必要とする事項111項の合計117項が挙げられており、『市場参入ネガティブリスト（2020年版）』に比べると6項の縮減となっており、一部業界、分野の企業に対する市場参入を段階的に開放していくという政府の要求が反映されている。本ネガティブリストの実行により、関連許可事項の事前・事中・事後全般にわたる監督管理が強化される。各日系企業ではどの業種、分野、業務が禁止又は参入に許可が必要とされているのかは当該政策の実施動向を速やかに確認して会社の発展計画に合わせて調整を行う必要がある。（全5条）

**小規模・零細企業に向けた「六税二費」減免政策の
さらなる実施にかかる徴収管理問題に関する公告**

(発令元) 国家税務総局

(法令番号) 国家税務総局公告 2022 年第 3 号

(公布日) 2022 年 3 月 4 日

(施行日) 2022 年 1 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 小規模・薄利企業に対しては、資源税、都市維持建設税、房産税、都市土地使用税、印紙税（証券取引印紙税を含まない）、耕地占用税、教育費付加、地方教育付加（以下「六税二費」という）につき減免政策を適用することを明確に規定した。「六税二費」減免政策を適用できる小規模・薄利企業の判定は、企業所得税の確定申告結果に準ずる。（第 1 条）
- (2) 増値税小規模納税者から一般納税者に切り替える際の「六税二費」政策の適用タイミングを明確に定めた。増値税小規模納税者を規定により一般納税者として登記する場合、一般納税者としての身分が発効した日から、増値税小規模納税者として「六税二費」減免政策を適用しないものとする。（第 2 条）
- (3) 納税者が「六税二費」の減免優遇を申請するにあたり、別途書類の提出は不要であることを明確に規定した。条件に適合するが速やかに申請しなかった申請者は、以後の納税期間における納付税金・費用との相殺もしくは還付を申請することができる。（第 4 条、第 5 条）

2. 今後の留意点

本公告の執行期間は 2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までとされている。各日系企業では本公告及び財政部、国家税務総局が公布した『小規模・零細企業に向けた「六税二費」減免政策のさらなる実施にかかる公告』（財政部 税務総局公告〔2022〕第 10 号）を参照して「六税二費」減免政策の適用条件に合致するか確認したうえで、速やかに現地税務機関に適用を申請したほうがよく、調査や政府機関との交渉対応が必要となった場合は弁護士に委託することを勧める。（全 6 条）

『「十四五」現代エネルギー体系計画』の公布に関する通知

(発令元) 国家発展改革委員会、国家エネルギー局

(法令番号) 発改能源〔2022〕210 号

(公布日) 2022 年 3 月 22 日

(施行日) 2022 年 3 月 22 日

1. 主なポイント

- (1) 「第 14 次 5 カ年計画」期間における現代エネルギー体系構築の発展目標を明確に定めた。2025 年までに、非化石エネルギーを使用する発電量を 39%程度に抑え、安全で効率的なエネルギー貯蔵、水素エネルギー技術のイノベーション能力を顕著に引き上げ、低汚染・炭素削減の技術を積極的に普及させる等。（第 5 条）

- (2) 風力発電、太陽エネルギー発電、水力発電、バイオマスエネルギー等の非化石エネルギーを積極的に発展させ、クリーンエネルギー産業を増強する。黄河上流域、新疆、河北北部等の地方で太陽エネルギー、風力、水力等の複数のエネルギーによる発電を相互補完できるクリーンエネルギープラントの建設を推進する。産業パーク、経済開発区等において屋上太陽光発電の開発利用を積極的に推進し、太陽光発電と建築の一体化応用を普及させる。(第9条)
- (3) 省エネルギー、炭素削減への取組みをより強化する。エネルギー消費を厳格に制御する一方で、再生可能エネルギーの新規増加分及び原料として使用するエネルギー資源は、エネルギー消費総量に計上しない。商業用電気調理器具、スマート家電等の設備を普及させ、飲食・サービス業、一般生活等の末端におけるエネルギー消費の電化水準を高め、都市公共分野への新エネルギー自動車の応用を推進し、2025年までに新エネルギー自動車の新車販売量が20%前後を占めるようにする。(第12条)
- (4) 東部及び中部地方におけるエネルギーのクリーン化・低炭素化発展のレベル向上。京津冀(北京・天津・河北)及びその周辺地域、長江デルタ、粵港澳(広東・香港・マカオ)大湾区等を重点に、エネルギー構造を調整し、エネルギー生産消費のグリーンモデルチェンジのモデル地域とする。(第14条)
- (5) エネルギー分野の重要中核技術及び設備の発展を加速させ、グリーン・低炭素技術の重大なイノベーションを推進し、エネルギーに関わる全産業チェーンのデジタル化、スマート化アップグレードを加速させる。(第16条、第17条)

2. 今後の留意点

本計画は中国エネルギー発展の方向性、主要目標、任務とする措置について簡単に説明したもので、中国はグリーン・低炭素等の新エネルギーやその技術等への重視と発展を不断に強化していくという姿勢が表れている。各日系企業では中国の将来的なエネルギー発展計画について知るとともに、時代に順応してグリーン・低炭素等の新エネルギー分野、業種へのモデルチェンジやアップグレードを実現していく必要がある。(全27条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

上海市のA社に調理師として勤務していた陳氏は、2020年の春節休暇が明ける2月2日に、会社から「上海帰任通知」を受け取り、防疫対策要求に従い感染対策と自主隔離を適切に行うようこの指示とともに、上海に戻る時期を尋ねられた。陳氏は2月8日に戻る予定であると返信したのに対し、会社は上海に戻ってから1週間自主隔離したうえで出勤を再開するよう指示した。

しかし、その後の行政による調査で、陳氏は上海に戻ってから隔離していなかったことが判明し、会社から本人に行動歴についての補足説明と資料の提出を求め、事実通りに行動歴を申告しなかった場合の措置についても告知した。それでも陳氏が行動歴を事実通りに報告しなかったため、A社は会社の規則制度及び防疫対策要求への重大な違反として、陳氏との労働契約を解除した。

陳氏は労働中仲裁、訴訟を申し立て、会社が違法に労働契約を解除したことの認定と経済賠償金の支払いを要求した。

2. 紛争の焦点

A社が陳氏との労働契約を解除したことは適法か。

3. 弁護士分析

A社による陳氏との労働契約解除は適法かつ有効であり、陳氏には経済賠償金を支払うべきではない。具体的な分析は以下の通りである。

(1) 会社が陳氏に事実通りの行動歴申告を求めることは、適法かつ合理的である。

コロナ対策において、上海市政府は市内の企業に対し、会社としての防疫責任を履行し、上海での勤務に戻る人員の健康情報登記・管理等の各区の業務に積極的に協力するよう求め、会社が業務を再開できるために、従業員の健康状況及び業務復帰前の行動歴を一斉調査するものであるため、会社が陳氏に事実通り行動歴情報を申告するよう求めることは、適法かつ合理的であるといえる。

(2) 就業規則中に従業員が事実通りに報告しない場合への法的措置が明確に記載されており、会社から陳氏に事実通り報告するよう複数回告知している。

A社では、従業員規則制度の中で明確に、「従業員が会社に虚偽の資料又は事実に合致しない報告を提出した場合、会社はただちに退職させることができる」とし、また遵守しなかった場合の規律処分（解雇を含む）についても規定していた。なおかつ、陳氏は就業規則の内容を確認し、同意したうえで署名していた。さらに、会社は今回、陳氏に行動歴についての補足説明を求め、事実通りに報告しなかった場合の措置についても繰り返し告知していたが、陳氏は一度も事実通りに報告しなかった。

陳氏の行為は会社の規則制度及び労働規律への重大な違反となるだけでなく、政府による防疫対策要求にも背くものである。他の従業員が知らずに感染すると、正常な会社運営に影響を及ぼして利益が損なわれるだけでなく、社会全体の防疫対策の実施を困難にすることにもなる。

このため、A社が陳氏の規則制度及び防疫対策要求への重大な違反を理由に契約を解除したことは、適法かつ合理的である。

4. 司法判断

本件は労働仲裁、一審、二審裁判を経て、いずれもA社による陳氏との労働契約解除は適法であり、陳氏への経済賠償金支払いは不要と認定された。

5. 留意点

実務において、企業が防疫対策を理由に従業員を不法解雇するのを防止するために、法律及び関連労働政策では企業の一方的な労働契約解除について厳しい制限を設けており、各日系企業では労働契約の一方的解除権行使は慎重に行う必要がある。企業は十分な証拠により契約解除の適法性・合理性を証明する必要があり、それには例えば「就業規則」において「従業員が感染対策要求を遵守しない場合には会社が従業員を解雇することができる」旨を明確に規定しているうえ、就業規則について民主的プロセスを履行し、従業員への公示や告知を行ったことの証拠を提出できることが必要となる。

このほか、会社が一方的に契約を解除するには、事前の労働組合への通知が必要となるため、弁護士が全過程に参加し、現地の裁判所の裁判規則に対する調査や労働局、労働組合との交渉に対応することで、従業員解雇を適法に進めやすくなる。加えて、書面や録音の記録を残しておく、万一労働仲裁や訴訟となった場合の最も有効な証拠となる。